

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年3月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第12回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年3月10日（水）午後3時00分から午後4時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (5) 報告第2号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員（7人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 欠席 | 2番 河北安之助 | 3番 欠席 |
| 4番 堀川 眞助 | 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 |
| 7番 宮村 澄孝 | 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 |

(2) 欠席委員（2人）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 3番 磯部 一輝 |
|----------|----------|

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 欠席 | 6番 山下 芳廣 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

(2) 欠席委員（1人）

- | |
|----------|
| 5番 大竹 計理 |
|----------|

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎、事務局員 高橋 大、農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第12回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中7名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

なお、本日は次期農業委員の方々に、5月以降の委員会の準備のため、参加していただいております。よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に9番 坂本委員、2番 河北委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の高橋主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字南沖野5648番 外3筆
地 目：畑 合計 5,883㎡

申請理由については、親子間の贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を2月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人及び地元推進委員の大竹推進委員から状況を聴取し、他の農業委員等で現地調査をした結果、経営農地の状況、権利取得後に必要な労働力等の状況から、農地の効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、申請人は兼業ではありますが、お母様と農業に従事されており、今回、お母様所有の農地について贈与を受けるものです。取得後も今までどおり野菜等を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、新規でありますので、現在経営面積はありませんが、今回の申請面積が5,883㎡でありますので、取得後において下限面積を満たすものであります。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6 番農業委員 議案第 1 号の番号 1 について、6 番委員が説明します。
申請人は事務局から説明がありましたとおり、仕事の傍らお母様と農作業に従事されており、主に野菜を作付けされております。現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

4 番農業委員 譲渡人と譲受人は同居しているのか。

事務局 同居している。

4 番農業委員 全体の耕作面積はどのくらいあるのか。

事務局 今回の申請地を合わせて 70a 以上ある。

他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第 1 号 番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として

意見決定とします。

次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

先程と同じく、農地法第3条でありますので、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：沖野1丁目5666番24 外3筆

地目：畑 合計 973.39㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を3月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP4～P7をご覧ください。農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります磯部農業委員及び宮村農業委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は夫婦及び息子さんと農業に従事されており、今回、ハウス施設北側に位置する農地を取得するものです。取得後は柿・栗等の植え付けをされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、27,003㎡であり、下限面積の条件を満たしております。

（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域

で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番農業委員

議案第1号の番号2について、7番委員が説明します。

譲受人は、夫婦及び息子さんとで農業に従事されており、主に水稻、野菜、花等の作付けをされております。現地調査においても、適正に農地を管理されておりました。特段問題ないと思われれます。また、現地調査写真の航空写真では砂利敷や盛土があるように見えるが、現地調査を行った際は砂利等を除去しており、農地として利用できる状態になっております。よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

4番農業委員

申請地の西側の土地も譲渡人の土地なのか。

事務局

手元に資料がない為、不明だが違反転用の土地である。毎年、違反転用を是正するように手紙を送っている。

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書2ページ、議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中尾上2958番4 外1筆

地 目：畑

転用面積：合計768㎡

転用目的は、資材置場です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を3月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P11をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水道等の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院、保育園等の2施設が存する地域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に病院・保育園等の

2以上の施設が存する区域の第3種農地と判断し、原則転用可と判断しております。

なお、現地には広告の看板が複数設置してありましたので、所有権移転による権利関係について、十分整理して手続きを進めるよう申請者をお願いしているものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

4番農業委員 議案第2号の番号1について、4番委員が説明します。
本申請地は、東側は宅地、南側は国道に面しており、北側、西側に農地が残るものの、事務局から説明がありましたとおり、第3種農地の要件を有する農地であります。また大津町との境付近であり、周辺では宅地化が著しく、資材置場に転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

8番推進委員 資材置場に転用後は宅地にすることは可能か。

事務局 市街化調整区域になるので都市計画法の開発行為に関わってくる。都市計画課等が判断することになると思う。

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 番号2について説明します。
議案書は同じく2ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：曲手字八反田316番1 外1筆

地目：畑

合計転用面積：997㎡

転用目的は、駐車場及び資材置場です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、同じく、現地調査を3月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P16をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、地域に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

なお、既に現地は農地ではないため、申請者に始末書の提出をお願いしているものであります。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

2番推進委員 議案第2号の番号2について、2番推進委員が説明します。
本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、説明がありましたとおり、西側は道路・宅地で、北側・東側・南側には農地が残りますが、転用目的が資材置場でありますので、転用することにより他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

2番農業委員 元々、農地として残っていたのか？

事務局 おそらく農家の分家住宅として建てている。敷地面積が500㎡以内に限られるため、農地として残していたのではないかと。

ないようですので、採決を行います。
議案第2号 番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第2号 番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和3年3月1日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP3からP7をご覧ください。

今月は、
1の利用権設定が21件、44筆で合計82,295㎡、
2の所有権移転が2件、2筆で合計5,264㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、議案書の8ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、議案書の9ページをお願いします。許可不要転用届出であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年3月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人